



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (35)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	2
山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....	4
山形県企業職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	5

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「

企画調整課	
-------	--

」 を 「

企画調整課	企画係、調整係
-------	---------

」 に改める。

第25条の表中

	庶務係、給水係、施設係
	庶務係、給水係、施設係、建設係

 を

「

	庶務係
業 務 課	給水係、施設係
	庶務係
業 務 課	給水係、施設係、建設係

」 に改める。

第26条中「村山地区水道事務所及び庄内地区水道事務所」を「水道事務所」に改め、同条第1号中「総務課」を「総務課(最上地区水道事務所及び置賜地区水道事務所を除く。)」に改め、同条第2号に次のように加える。

八、水道施設の建設に関すること(置賜地区水道事務所に限る。)

第28条第 1 項の表中

「 村山地区水道事務所 庄内地区水道事務所 (庄内地区水道事務所平田支所を除く。) 最上地区水道事務所 置賜地区水道事務所 」		を
「 村山地区水道事務所 最上地区水道事務所 置賜地区水道事務所 庄内地区水道事務所 (庄内地区水道事務所平田支所を除く。) 」	所長、副所長、係長	

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第 8 号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように改める。

平成15年 4月 1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程 (昭和40年 6月県企業管理規程第10号) の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「庄内地区水道事務所」を「村山地区水道事務所、最上地区水道事務所、置賜地区水道事務所及び庄内地区水道事務所」に、「庄内地区水道事務所以外の事業所の長」を「南部発電管理事務所及び北部発電管理事務所」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

左 欄	右 欄
1 事務分担の決定及び変更に関すること。 2 旅行命令及び復命に関すること。 3 旅行依頼に関すること。 4 勤務を要しない日及び勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。 5 休暇 (結核要療養休暇、成人病等に係る特別休暇及び休職又は休暇後において時間を単位として与えられる特別休暇を除く。) の承認に関すること。 6 職務に専念する義務の免除その他服務に関する諸願の許可又は承認 (営利企業等従事の許可、労働組合の業務に専ら従事することの許可及び団体役員就任の承認を除く。) に関すること。 7 育児休業、育児休業の時間の延長及び部分休業に係る承認並びに育児休業に係る届出の受理に関すること。 8 時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。 9 収入の調定及び納入の通知並びに債権の督促に関すること。	1 左欄第 1 項から第 8 項まで、第10項及び第11項に掲げる行為で、所属職員に係るものをする事。 2 工業用水道料金の徴収に関する事。 3 左欄第 9 項、第15項から第26項まで、及び第28項に掲げる事項に関する事。

- 10 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び児童手当法附則第6条第1項に規定する給付の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関すること。
- 11 日々雇用職員のうち、包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定が15日未満のもの雇用に関すること。
- 12 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に関すること。
- 13 個人情報の開示等に係る決定、決定の通知等に関すること。
- 14 住宅管理規程による事業所の長に属する権限に係る公舎の維持管理及び許可等の措置に関すること。
- 15 登記の嘱託に関すること。
- 16 工事の入札執行に係る現場説明をすること。
- 17 競争入札に係る1件の設計金額が2,000万円以内の工事(管理者が指定する工事を除く。)及び随意契約に係る1件の設計金額が200万円以内の工事(管理者が指定する工事を除く。)の施行に関する事(設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。)
- 18 工事の施行に係る申請、届及び報告に関する事(管理者が指定するものを除く。)
- 19 1件の予定金額が2,000万円以内の用地の取得に関する事。
- 20 物品(固定資産及びたな卸資産に整理するものを除く。)の管理及び処分に関する事。
- 21 1件の取得金額が100万円以内の固定資産(機械装置及び備品に限る。)の処分に関する事。
- 22 1件の処分金額が50万円以内のたな卸資産の不用品の処分に関する事。
- 23 支出予算のうち、配当を受けた金額の範囲内で次に掲げる経費に係る支出負担行為をすること。
 - (1) 報酬及び賃金
 - (2) 法定福利費及び厚生福利費
 - (3) 潤滑油脂費
 - (4) 消耗品費
 - (5) 修繕費(工事の施行に係るものを除く。)のうち、1件の予定金額が100万円以内のもの
 - (6) 補償費のうち、1件の予定金額が2,000万円以内の用地及び物件の取得又は使用に伴う補償に係るもの
 - (7) 賃貸料(土地及び物件の借入れに係るものにあつては、1件の予定金額が200万円以内のものに限る。)
 - (8) 損害保険料
 - (9) 通信運搬費

- (10) 会議費
- (11) 負担金及び分担金(工事に係るものを除く。)
- (12) 委託費のうち、1件の予定金額が1,000万円以内の工事に係る調査、設計及び測量並びにその他の事務の委託に係るもの(工事に係る調査、設計及び測量の委託にあつては設計変更の結果1,000万円を超えることとなるものを含む。)
- (13) 雑費のうち、食糧費、報償費、手数料及び自動車重量税
- (14) 養成費
- (15) 動力費
- (16) 機械装置費(工事の施行に係るものを除く。)のうち、1件の予定金額が100万円以内のもの
- (17) 備品費(工事の施行に係るものを除く。)のうち、1件の予定金額が100万円以内のもの
- (18) たな卸資産購入費のうち、浄水用薬品類及び1件の予定金額が200万円以内の工事原材料(設計変更の結果200万円を超えることとなるものを含む。)に係るもの
- 24 支出予算の配当を受けた金額の範囲内のものに係る支出命令に関すること。
- 25 たな卸資産、有価証券及び預り金の出納の通知に関すること。
- 26 水道料金の徴収に関すること。
- 27 工業用水道料金の徴収に関すること(村山地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長を除く。)
- 28 前各項に定めるもののほか、所管事務のうち、定例又は軽易な事務に関すること。

別表第3を次のように改める。

別表第3

(南部発電管理事務所長及び北部発電管理事務所長の専決事項)

- 1 別表第2左欄第1項から第25項まで(第23項第18号を除く。)及び第28項に掲げる事項に関すること。
- 2 支出予算のうち、配当を受けた金額の範囲でたな卸資産購入費のうち1件の予算金額が200万円以内の工事原材料(設計変更の結果200万円を超えることとなるものを含む。)に係る支出負担行為をすること。

別表第4の表中

副 所 長	
副 所 長	

を

に、

副 所 長	業務課長(庶務係の担当する事務を除く。)
副 所 長	業務課長(庶務係の担当する事務を除く。)

を

平田支所の 主 務 課 長	平田支所の 業 務 課 長 (総務係の担当する事務を除く)
------------------	-------------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 4月 1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年 4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号

復 命 書

命により出張したところ、その状況は下記のとおりでしたので復命します。

年 月 日

所属 職 氏 名 印

山形県企業管理者 氏 名 殿

記

出 張 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)
用 務 先 及 び 所 在 地	
用 務 内 容 (会 議 名 称)	
面 談 相 手 (会 議 参 集 者)	
用 務 (面 会 ・ 会 議) 概 要	

(注) 命令の内容が同じ場合は、連名で復命することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 4月 1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業職員の給与の支給に関する規程(昭和29年 2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表中

課長 主幹	3種
所長(庄内地区水道事務所長に限る。)	1種
所長(支給割合1種のものを除く)	4種

を

課長	3種
主幹	4種
所長(庄内地区水道事務所長に限る。)	3種
所長(支給割合3種のものを除く)	4種

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。